

## ハンセン病対策促進事業実施要綱

### 1. 目的

ハンセン病に関する普及啓発や患者・元患者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取り組みを支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する。

### 2. 事業の実施主体

本事業は厚生労働省の委託事業とし、実施主体はその受託者（以下「受託者」という。）とする。

### 3. 支援の対象要件

支援の対象となる地方公共団体は、都道府県、市町村（以下「対象団体」という。）とする。

なお、支援を行う事業（以下「支援事業」という。）の選定は1対象団体につき1度限りとする。ただし、支援事業として1度選定された事業であっても、当該事業の性格上、引き続き実施することにより成果が見込まれる事業にあつては翌年度に限り、継続して支援事業として選定の対象とすることができるものとする。

### 4. 事業内容

#### （1）選定・評価委員会の設置

受託者は、支援事業の選定及び評価について意見を求めるために当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置するものとする。なお、選定・評価委員会には厚生労働省担当者も参画するものとする。

#### （2）支援事業の選定

受託者は、対象団体に対してハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や患者・元患者の福祉の増進等に資する新たな取り組みを募集し、応募のあつた事業の中から、予算の範囲内において支援事業を選定し、当該結果を応募者に通知するものとする。

なお、支援事業の選定にあつては、選定・評価委員会の意見を求めるものとする。

#### （3）支援方法

受託者は、支援事業の実施者と調整の上、支援事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

#### （4）支援事業の実施成果の評価

受託者は、支援事業の実施者より実施状況等を聴取し、選定・評価委員会において評価を求めるものとする。

#### （5）事例集の作成・周知

受託者は、支援事業の概要、実施状況及びその評価をとりまとめるとともに、厚生労働省と協議の上、対象団体等に周知を図るものとする。

### 5. その他

受託者は、事業実施にあつて必要な事項の詳細を記載した実施要領を作成し、厚生労働省に協議するものとする。